

中東情勢の平和的解決とエネルギーの安定供給を求める意見書

令和8年（2026年）2月28日、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃が行われた。この事態は、国連憲章と国際法違反が懸念されるものであり、中東地域の緊張を極限まで高めている。

本市議会では「郡上市非核平和都市宣言に関する決議」において、市民の生命の安全と福祉を保持する立場から、非核三原則を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を強く求め、世界の恒久平和の確立を目指すことを決議している。この理念に照らせば、核関連施設や民間施設などを標的とした軍事行動は、即刻停止されるべきである。

また、エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国にとって、この地域の不安定化は原油価格の高騰を招く死活的な問題であり、本市のような山間地域では、原油価格の高騰は市民の日常生活および経済活動に極めて深刻な影響を及ぼす重大問題となっている。

よって、国におかれては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く求める。

記

1. 国際法及び国際人道法を遵守した上での即刻停止と、平和的解決に向けた外交交渉の場につくよう、国際社会と連携して強力に働きかけること。
2. エネルギー及び関連製品の安定供給に万全を期すとともに、原油価格高騰の影響を強く受ける山間地域の市民生活や地域経済を守るため、地方交付金の活用等を含め機動的な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年4月16日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣